入会および登録に関する細則

奈良県フットサル連盟

(奈良県フットサル連盟)

第1条 奈良県フットサル連盟(以下「本連盟」という)は、役員及び専門委員の他、奈良県フットサルリーグに加盟登録した競技団体(本会員もしくは準会員)、及び本連盟の目的に賛同した団体(以下「賛助団体」という)により構成する。

(目的)

第2条 この細則は、奈良県フットサル連盟規約第20条により定める。

(入 会)

第3条 本連盟に入会を希望する団体は、理事長宛に所定の入会金を添えて申込書を提出しなければならない。会員には「本会員(いわゆる会員)」、「準会員」、「賛助団体」があり、入会に際しその別を届けなければならない。 賛助団体に関する細則は別に定める。

(入会金)

第4条 入会金は、次のとおりとする。

本会員 10,000 円 準会員 免除 賛助団体 別に定める。

(チーム登録)

- 第5条 本連盟に入会した競技団体(チーム)は、次の登録料を支払うものとする。
 - (一) 一般財団法人日本フットサル連盟登録料
 - (二) 関西フットサル連盟登録料
 - (三) 公益財団法人日本サッカー協会登録料
 - (四) 一般社団法人関西サッカー協会登録料
 - (五) 一般社団法人奈良県サッカー協会登録料
 - (六) 本連盟登録料 年額 3,000円

(入会金および登録料の取扱)

第6条 納入された入会金および登録料は、いかなる事情があろうとも返還しない。

(細則の改廃)

第7条 本細則の改廃は、理事会において協議され、総会の承認を必要とする。

- 附 則 (一) 本連盟における一般的な諸手続、並びに本連盟及び他の団体が、主催、主管、後援 及び協賛する大会について、本細則に定められていない事項については、(一社) 奈良県サッカー協会規約に準拠する。
 - (二) この細則は、平成17年9月27日より施行する。 平成21年4月 1日より改正する。 平成25年4月14日より改正する。